

第 381 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 6 日 14 時 00 分 ~ 15 時 25 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 4 年 5 月 27 日
4. 告示年月日 令和 4 年 5 月 27 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 漁業振興課 資源管理班 石田主任技師
漁港漁場課 漁場環境計画班 山道係長
6. 欠席者 豊田 功己
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて (諮問)
第 3 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによ
るいかの採捕の制限」の発動要請について
第 4 号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
第 5 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関す
る制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣
り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発
動要請について
9. その他
(1) 令和 3 管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について
(2) 令和 4 管理年度 (第 8 管理期間) におけるくろまぐろの追加配分に
ついて
(3) 令和 3 管理年度 (第 7 管理期間) におけるくろまぐろの漁獲実績に
ついて
(4) 長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 381 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始
めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、豊田委員から欠席の連絡がっておりますが定員 10 名中、9 名
の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、
漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご
報告いたします。

また本日は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、その他(1)において説明をするため、漁業振興課および漁港漁場課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

漁業振興課 資源管理班 石田主任技師、漁港漁場課 漁場環境計画班 山道係長でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「植木委員」と「川本委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

第3号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかなの採捕の制限」の発動要請について

第4号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

第5号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について

その他

(1) 令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について

(2) 令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について

(3) 令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について

(4) 長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について
となっております。

会 長 それでは、第1号議案から第2号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますので、その後説明いたします。

まず、資料P2をご覧ください。

(諮問文朗読)

なお、内容については漁業振興課の担当が説明します。

(概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 このマサバ・ゴマサバにアジですかね、TACは大体何年ぐらいの計画でやっているのか。10年や15年の長期の計画が考えられているのか。

漁業振興課

現行 TAC 魚種のマアジ、マサバが数量明示されていますが、この魚種については漁業法が改正されて、そのタイミングで新規 TAC 魚種とかマダイとかカタクチ・ウルメイワシとかと同じなんですけど 10 年後にこの数量に、この資源量に持っていきたいという目標を定めております。この目標に向かってこの年までは、これくらいにしようというようなシナリオがございまして、それに沿った TAC 数量になっているということです。

まあ、10 年後を見据えた TAC 数量になっているということです。

植木委員

そしたら、もし 10 年後に魚群が計画通りに達せないときにはまた延長があるということですか。

漁業振興課

この TAC 数量を決めるときに、非常に細かい話になってしまいますが、これくらいの漁獲圧力にしましょうというものをまず定めて、それを 5 年間固定し、漁獲圧力を一定にします。これを 5 年間どのような資源になろうとも一定にします。一方で資源量は毎年資源評価が出されますので変動がある。資源量に単純に 5 年間定めた漁獲圧力を掛けて、毎年変動があるんですけども TAC 数量が出されている。

では始まって 5 年後にどうするかというと、また見直しをすることとしておりましてその時に資源量の状況を見てももちろんシュミレーションかなんかして国の水研の方は算出してはいるんですけども、やはり実際とはかけ離れてしまうところがあるので基本的には 5 年ごとに漁獲圧力を見直して 10 年後の達成を目指していくということになってございますので、10 年後達成できなかった時のことについては国から今のところどういう風にするのかは示されておりませんが、見直しの時に達成できるようなシナリオが選ばれていくのかなと今のところは考えています。

植木委員

それに対してマダイとかブリの TAC の参考人をしてはいるんですけど、どうも水研さんが、MSY とか、そういうデータを出すのはあまりにも目標値が高すぎる。高く目指し過ぎると私は思う。魚体はおっても漁獲量が減ったらそれが資源がないみたいに言われているけど本当の漁業者はそうじゃなくて、魚体はいるけど値段が安いから獲らないとか、後継者が少ないから漁獲量を出してないんですよみたいな話もあるんですけどなんか水研さんの話が漁業者に伝わらないんですよ。ほんとにそうなのかというのが。それはもう少し県としても水産試験場とかとタッグを組み合わせながら漁獲量の制限など大事な問題は水研さん一途に任せるのではなくてそういう考え方をもとに方針を進めていってほしい。

漁業振興課

植木委員には検討部会の参考人になっていただいております。

ご指摘の通りマダイ・ブリについては、まだ伸びるポテンシャルがあるという評価を受けておりまして、目標とする資源が非常に高くなっておりまして、目標が高いとなると現状とかなり大きくかけ離れるということになって今の漁獲圧をかなり抑えないとここまで伸びないよ、というわけで、ただ一方で県内の資源評価の説明会とか、国全体でやられている、植木委員にも出席いただいた資源管理手法検討部会でも実態とかけ離れている。

肌感覚とかけ離れているという声もですね、長崎県内のみならず全国からですね意見としてあったということでございます。

それについては県としても、国の水研の担当者または水産庁担当者とも話をさせていただいております。今後どのように持っていくのかというのは検討していかないといけないと思うんですけどなるべく県としての意見を伝えて、実態とかけ離れているということを伝えていきたいと思ひますし、かけ離れている所を縮めていくために、こういうデータが必要ということであれば県として努力するところは努力し、なるべく肌感覚に合ったような TAC 管理となるように国に働きかけていきたいと思ひます。現場に混乱が生じないように持っていきたいと思ひますので引き続きご協力をお願いいたします。

植木委員

分かりました。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第 1 号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」は、諮問原案のとおり変更とすることに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

引き続き、第 2 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第 2 号議案については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

続きまして、第 3 号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

長崎県から要請書がきておりますので朗読させていただきます。その後、資料に基づき説明いたします。資料 P 4 0 の要請書をご覧ください。
(要請文朗読)
(事務局から説明)

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

神田委員

これはいか釣り漁業の許可の内容と一緒にですから遊漁者に対しても同じようにしなさいということですから、当然のことだと思ひます。

会 長

他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第3号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」は、発動に向け、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することとしてよろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第3号議案については、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することに決定します。

会 長

続きまして、第4号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

知事から意見照会文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。資料P43をご覧ください。

(意見照会文朗読)

なお、内容については漁港漁場課の担当が説明します。

漁港漁場課

(担当から説明)

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第4号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障は無い旨、回答することにご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第4号議案については、漁業調整上の支障は無い旨、回答することに決定します。

会 長

続きまして、第5号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

要請文がきておりますので、朗読させていただきます、その後資料に基づき説明いたします。資料P48をご覧ください。

(要請文朗読)

(事務局から説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第5号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁者のまき餌釣りに関する制限」及び「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発動要請について」は、発動に向け、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することとしてよろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第5号議案については、指示原案について、長崎県海面利用協議会へ意見を聴取することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。
(1)「令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料のP56をご覧ください。
漁業振興課から担当が来ておりますので説明します。

漁業振興課 (概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、
(2)「令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料のP66をご覧ください。
(概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、
(3)「令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料のP74をご覧ください。
(概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、
(4)「長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局 資料のP84をご覧ください。
(概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員 このやす問題ですけどこれは長崎県の調整規則ですけど全国的にはどんな風ですか。

事務局 このやすの定義・解釈については各都道府県で若干異なっている場合がございますが長崎県としてはあいまいな部分を排除して今回分かりやすい規定に変更したいというものです。

阿比留委員 よくテレビ等でサバイバルとかでもりを使って芸能人とかが行ってますけどこんなのもちょっと引かかるんじゃないかと思うんですけど、実はうちも先月やったですかね NHK から電話がありまして、もりを使って浅茅湾の中で撮影をさせてくれと、私断ったんですけど、そんな場合ですね、いろいろテレビ局とかですね、先月は NHK その前は RKB からもあったんですけど、いろいろこういう問題が出てくると思うんですよ、もり使ってゴムを使ってする場合に。芸能人がして。そういうところは全国的に統一してもらった方がいいと思うんですけど。そこらへんはどうでしょう。

事務局 まず、解釈の仕方が各県で異なるというのは委員のおっしゃる通り、分かりにくいという状況ではあるかと思えます。本県としては解釈自体は変わってないのですが、本県からこういった形で、分かりやすく問い合わせがなくても文書を見ればわかるような形にさせていただいて周知。これが定着していけば各機関への働き掛けもしていけるのではと考えております

二宮委員 全国的にもりもやすも持ち込み禁止の県はないか。

事務局 すべての県の内容について確認をしているわけではないので確認したい。

二宮委員 私がこういうことを質問するのはやすについてはゴムがついてないだけ、しかし沖でゴムを装着する。今そういう形がある。
だからやすだけ限定しても一緒やということを言いたい。だからすべて持ち込み禁止のところがあるならそういった例を使って長崎県もやった方がよい。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第381回対馬海区漁業調整委員会を閉
会いたします。
ご審議ありがとうございました。

(15時25分 終了)